

入所契約書

社会福祉法人敬信福社会

指定介護老人福祉施設あいの里竜間

第1条（契約の目的）

社会福祉法人敬信福祉会（以下「事業者」という。）は、介護保険法法令及び契約書に従い、指定介護老人福祉施設あいの里竜間（以下「事業所」という。）に業務を担当させ契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、適切な介護福祉施設サービスを提供します。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業所は、第1条に定める施設サービス計画の作成に関する業務を介護支援専門員に担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及び家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業所は、6ヶ月（要介護認定有効期間）に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当者に施設サービス計画について変更の必要があるかどうか調査させ、その結果、施設サービス計画の変更が必要であると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

第3条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要介護度に応じて介護保険に定めるサービスを受け、介護保険給付額を差し引いた差額分を事業所に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護判定決定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます<償還払い>。）
- 2 前項の他、契約者は居住費及び食費と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費負担分を事業所に支払うものとします。
- 3 前2項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月15日までに事業所が指定する方法で支払うものとします。
- 4 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて日割り計算した金額とします。

第4条（利用料金の変更）

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

第5条（事業所等の義務）

- 1 事業所及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命・身体・財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業所及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 3 事業所は、契約者に対する介護福祉サービス提供について記録し、それを契約日から2年間保管します。契約者及びその家族等はこれを閲覧でき、その複写物を実費負担にて交付を受けることができます。

第6条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等管理上必要があると認められる場合には、事業所及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合事業所及びサービス従事者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 2 契約者は、施設内の設備について故意又は重大な過失により破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特別な配慮が必要な場合には、事業所は、居室又は共用施設、設備の利用方法を変更できるものとします。

第7条（損害賠償）

事業者は、介護施設サービスの実施にあたって契約者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し契約者に過失又は故意が認められる場合、契約者の急激な体調の変化、又は事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合は損害賠償いたしません。

第8条（契約の終了）

- 1 契約者は、次の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護判定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

第9条(契約者からの契約解除)

契約者は、本契約を解除することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。

第10条(事業所からの契約解除)

- 1 契約者が、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、その後1ヶ月の期間に2回の催告にもかかわらずこれを支払わない場合
- 2 契約者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用を傷つけ、又は不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 3 契約者が介護老人保険施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第11条(契約者の入院に係る取り扱い)

- 1 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に事業所の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- 2 契約者が病院又は診療所に入院した後6日以内に退院した場合は、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担)を事業所に支払うものとします。但し、入院期間が6日を超える場合には、契約者は所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。
- 3 契約者は、病院又は診療所に入院した場合、入院期間中の居住費は、お支払いいただきます。但し、ベッドを短期入所生活介護に使用させていただいた場合、その間の居住費は、お支払いいただく必要はありません。

第12条(一時外泊)

- 1 契約者は、事業所の同意を得た上で、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の3日前までに事業所に届けるものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業所に支払うものとします。
- 3 契約者は、一時外泊した場合、その期間中の居住費は、お支払いいただきます。但し、ベッドを短期入所生活介護に使用させていただいた場合、その間の居住費は、お支払いいただく必要はありません。

第13条（苦情処理）

事業所は、その提供したサービスに関する苦情に対して、適切に対応するものとします。

第14条（残置物の引取等）

- 1 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物がある場合に備えてその残置物の引取り人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができます。
- 2 前項の場合、事業所は、本契約が終了した後、契約者又は残置物引取人にその旨を連絡するものとします。
- 3 契約者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。
- 4 事業所は、契約者又は残置物引取人が、引き取らない場合は、残置物を処分できるものとし、その処分に係わる費用は契約者又は残置物引取人の全額負担とします。
- 5 事業所は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第15条（契約の変更等）

事業所は、契約事項の変更があった場合、速やかに契約者に連絡し、所定の変更契約書にて契約の変更を行うものとします。（介護保険法の変更等があった場合）

第16条（その他）

本契約に定めのない事項については、介護保険法及び民法、又はその他関係法令に基づき事業者と契約者及びその家族等は、信義を重んじ誠意をもって協議し定めるものとします。

特約事項

--

この契約を証するため、本書2通を作成し契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者名 社会福祉法人敬信福祉会

代表者名 理事長 兼俊 佐代美

印

住 所 大東市大字龍間 6 7 3 番地 3

この契約に定める担当事業所

事業所名 指定介護老人福祉施設あいの里竜間

事業所番号 2 7 7 1 9 0 0 3 1 9

責任者 施設長 兼俊 龍彦

住 所 大東市大字龍間 6 7 3 番地 3

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

契約者の家族 住所 _____

又は代理人

氏名 _____ 印

契約者との関係 ()

残置物引取人 住所 _____

氏名 _____ 印